

## 富津市健全な財政運営に関する条例&lt;新旧対照表&gt;

平成 29 年 3 月経営改革会議時	条例文	改正理由
<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、将来にわたり持続可能な行政経営の実現に向け、市の財政運営に関し、基本理念及び基本となる事項を定めることにより、財政規律の維持及び向上を図り、もって健全な財政運営に資することを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第 2 条 市の財政は、<u>まちづくりの主体である市民の信託及び負担に基づき市政が行われている</u>との認識に立ち、<u>運営されなければならない。</u></p> <p>2 市の財政は、<u>財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、人口動態、社会経済情勢の変化、時代の潮流、市民の意見等を踏まえた重要かつ緊急性の高い施策に対して重点的に予算配分を行い、計画的に運営されなければならない。</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、将来にわたり持続可能な行政経営の実現に向け、市の財政運営に関し、基本理念及び基本となる事項を定めることにより、財政規律の維持及び向上を図り、もって健全な財政運営に資することを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第 2 条 市は、<u>市政が現在及び将来の</u>市民の信託及び負担に基づき<u>行われるものである</u>との認識に立ち、<u>計画的な財政運営を</u>しなければならない。</p> <p>2 市は、<u>人口動態、社会経済情勢の変化、時代の潮流、市民の意見等を踏まえ、財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、</u><u>重要かつ緊急性の高い施策に対して重点的に予算配分をするものとする。</u></p> <p>3 市は、<u>財政に関する情報について、まちづくりの主体である市民と共有が図られるよう、その情報を公表しなければならない。</u></p>	<p>財政状況の公表や将来世代の負担への配慮に関する表現を加えました。</p>
<p>(市長の責務) 第 3 条 市長は、前条の基本理念にのっとり予算を編成し、適正に執行することにより、健全な財政運営を行う責務を有する。</p> <p>第 2 章 財政運営の基本原則</p> <p>(歳入及び歳出の基本原則) 第 4 条 市は、安定的な財源確保を図る方策を検討し、推進するとともに、市税等については、<u>適切な徴収に努めるものとする。</u></p> <p>2 市は、目的や成果を重視した上で、継続的に事業を見直し、改善を行うとともに、<u>効果的かつ合理的な予算の執行に努めるものとする。</u></p> <p>(使用料等の見直し) 第 5 条 市は、使用料、手数料、負担金等に関し、受益及び負担の適正化を図るため、定期的に総合的な見直しを行うものとする。</p> <p>(補助金の見直し) 第 6 条 市は、補助金に関し、補助の必要性及び効果、補助率及び補助金額の適正化等の観点から、<u>定期的に総合的な見直しを行うものとする。</u></p>	<p>(市長の責務) 第 3 条 市長は、前条の基本理念にのっとり予算を編成し、適正に執行することにより、健全な財政運営を行う責務を有する。</p> <p>第 2 章 財政運営の基本原則</p> <p>(歳入及び歳出の基本原則) 第 4 条 市は、安定的な財源確保を図る方策を検討し、推進するとともに、市税等については、<u>適切に徴収するものとする。</u></p> <p>2 市は、目的や成果を重視した上で、継続的に事業を見直し、改善を行うとともに、<u>効果的かつ合理的に予算を執行するものとする。</u></p> <p>(使用料等の見直し) 第 5 条 市は、使用料、手数料、負担金等に関し、受益及び負担の適正化を図るため、定期的に総合的な見直しを行うものとする。</p> <p>(補助金の見直し) 第 6 条 市は、補助金に関し、補助の必要性及び効果、補助率及び補助金額の適正化等の観点から、<u>定期的に総合的な見直しを行うものとする。</u></p>	<p>財政規律の維持向上を図る条例として、行政に対する縛りを強めるため、「努める」という表現を削除しました。</p> <p>字句修正</p>

平成 29 年 3 月経営改革会議時	条例文	改正理由
<p>(基金の管理)</p> <p>第 7 条 市は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足が生じたときの財源に充てるため、必要と認められる額の資金を財政調整基金に留保するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、公共施設の機能を適正に維持管理するための改修及び修繕に要する経費に充てるため、公共施設維持管理基金に計画的な積立てを行うよう努めるものとする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第 8 条 市は、資産の維持補修、用途の見直し、処分等に<u>あたっては、<u>長期的な視点から、効果的にこれを行う</u></u> _____ものとする。</p> <p>(負債の管理)</p> <p>第 9 条 市は、負債（地方債、債務負担行為その他の将来にわたって金銭を負担することが<u>予定されている債務をいう。</u>）が _____将来の市民の負担となることを踏まえ、世代間の負担の公平性に十分留意し、計画的に管理するものとする。</p> <p>(財務諸表の作成)</p> <p>第 10 条 市は、毎年度、次に掲げる書類を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1) <u>貸借対照表</u></p> <p>(2) <u>行政コスト及び純資産変動計算書</u></p> <p>(3) <u>資金収支計算書</u></p> <p>2 前項各号の書類は、次に掲げる区分ごとに作成しなければならない。</p> <p>(1) <u>一般会計</u></p> <p>(2) <u>一般会計及び公営事業会計</u></p> <p>(3) <u>一般会計、公営事業会計及び市が加入する一部事務組合等に係る会計</u></p> <p>(財政状況の公表)</p> <p>第 11 条 市は、市民の財政に関する理解を深めるとともに、財政運営の<u>透明性を高めるため、財政に関する状況を公表しなければならない。</u></p> <p>2 市は、財政の健全性に関する指標として次に掲げる事項を算定し、公表しなければならない。</p> <p>(1) <u>実質赤字比率</u></p> <p>(2) <u>連結実質赤字比率</u></p> <p>(3) <u>実質公債費比率</u></p> <p>(4) <u>将来負担比率</u></p>	<p>(基金の管理)</p> <p>第 7 条 市は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足が生じたときの財源に充てるため、必要と認められる額の資金を財政調整基金に留保する _____ものとする。</p> <p>2 市は、公共施設の機能を適正に維持管理するための改修及び修繕に要する経費に充てるため、公共施設維持管理基金に計画的な積立てを行う _____ものとする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第 8 条 市は、資産の維持<u>管理</u>、用途の見直し、処分等に<u>当たっては、<u>人口動態の長期的な予測等の観点から、適正な規模の水準を判断し、これを行う</u></u> _____ものとする。</p> <p>(負債の管理)</p> <p>第 9 条 市は、負債（地方債、債務負担行為その他の将来にわたって金銭を負担する _____債務をいう。）<u>に関し、</u>将来の市民の負担となることを踏まえ、世代間の負担の公平性に十分留意し、計画的に管理するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(財政状況の公表)</p> <p>第 10 条 市は、財政の健全性に関する指標として次に掲げる事項を算定し、公表しなければならない。</p> <p>(1) <u>実質赤字比率</u></p> <p>(2) <u>連結実質赤字比率</u></p> <p>(3) <u>実質公債費比率</u></p> <p>(4) <u>将来負担比率</u></p> <p>(5) <u>財政調整基金現在高</u></p> <p>(6) <u>地方債現在高</u></p>	<p>条例としての縛りを強めるため、「努める」という表現を削除しました。</p> <p>「効果的にこれを行う」という文言が具体性に欠けるため、より具体的な表現としました。</p> <p>「予定されている」という文言について、負債が、現在・将来も含めたものであることが明確となるような表現に変更しました。</p> <p>財務諸表の作成は、財政状況の公表の一環であることから、第 10 条と第 11 条を統合し、第 11 条を第 10 条に繰り上げました。</p> <p>また、第 10 条第 2 項の (2) 及び (3) について、各会計を連結したものを作成することが明確となるような表現に変更しました。</p> <p>財政に関する情報の市民との共有、公表について、条例全体にかかる基本理念として第 2 条第 3 項に整理したことに伴い、第 11 条第 1 項を削除し、第 2 項を第 1 項に繰り上げました。</p>

平成 29 年 3 月経営改革会議時	条例文	改正理由
<p>(5) <u>財政調整基金現在高</u> (6) <u>地方債現在高</u></p> <p>第 3 章 計画的な財政運営の推進</p> <p>(中期財政計画の策定)</p> <p>第12条 市は、毎年度、中期的な期間における各年度の財政見通し（以下「中期財政計画」という。）を策定し、公表しなければならない。</p> <p>2 中期財政計画には、次に掲げる事項を記載<u>しなければならない。</u></p> <p>(1) 一般会計の歳入見込額及び歳出計画額 (2) 財政調整基金残高の見込額及び目標額 (3) 地方債残高の見込額及び<u>目標額</u></p> <p>(計画策定の原則)</p> <p>第 13 条 市は、施策を実行する計画の策定に当たっては、中期財政計画を踏まえ、実効性が高い計画となるよう努めなければならない。</p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>(補則)</p> <p>第 14 条 この条例に定めるもののほか、健全な財政運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>2 市は、次に掲げる財務書類を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1) <u>貸借対照表</u> (2) <u>行政コスト及び純資産変動計算書</u> (3) <u>資金収支計算書</u></p> <p>3 前項各号の財務書類は、次に掲げる区分ごとに作成するものとする。</p> <p>(1) <u>一般会計</u> (2) <u>一般会計及び公営事業会計を連結したもの</u> (3) <u>一般会計及び公営事業会計並びに市が加入する一部事務組合等に 係る会計を連結したもの</u></p> <p>第 3 章 計画的な財政運営の推進</p> <p>(中期財政計画の公表)</p> <p>第11条 市は、毎年度、中期的な期間における各年度の財政見通し（以下「中期財政計画」という。）を策定し、公表しなければならない。</p> <p>2 中期財政計画には、次に掲げる事項を記載<u>するものとする。</u></p> <p>(1) 一般会計の歳入見込額及び歳出計画額 (2) 財政調整基金残高の見込額及び目標額 (3) 地方債残高の見込額及び<u>上限額</u></p> <p>(計画策定の原則)</p> <p>第 12 条 市は、施策を実行する計画の策定に当たっては、中期財政計画を踏まえ、実効性が高い計画となるよう努めなければならない。</p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>(補則)</p> <p>第 13 条 この条例に定めるもののほか、健全な財政運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>中期財政計画は、策定し、公表することが重要であるため、見出しを「策定」から「公表」に変更しました。</p> <p>また、第 1 項で「しなければならない」という文言があるため、第 2 項では「するものとする」としました。</p> <p>その他、第 2 項の (3) 地方債残高については、性格上、「目標額」よりも「上限額」が適切であるため変更しました。</p>